

福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務に関する
プロポーザル実施要領

2025年（令和7年）5月7日

福山市市民局市民部市民生活課

目 次

1	業務の目的	1
2	業務概要	1
3	委託費	1
4	選定方式及び契約方法	1
5	参加資格	1
6	参加申込みの手続等	2
7	参加申込書の提出等	3
8	プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）	4
9	企画提案書の作成等	4
10	企画提案書の評価及び評価基準	5
11	契約の締結	6
12	失格条件	6
13	その他の留意事項	6

1 業務の目的

別紙「福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務

(2) 業務場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

ア 福山市市民局市民部市民生活課（福山市東桜町 3 番 5 号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市内斎場

エ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおりに

(4) 業務履行期間

契約締結日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

3 委託費

委託費の上限は、19,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手

続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しない者であること。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

福山市市民局市民部市民生活課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎1階）

電話：084-928-1069（直通）

FAX：084-928-2846

E-mail：shimin-seikatsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年(令和7年)5月7日(水)
実施要領等の配付期間	2025年(令和7年)5月7日(水) から 同年5月20日(火) まで
質問書受付期間	2025年(令和7年)5月7日(水) から 同年5月16日(金)午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2025年(令和7年)5月19日(月) 本市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2025年(令和7年)5月7日(水) から 同年5月20日(火)午後5時まで
企画提案書の提出者の選定 通知	2025年(令和7年)5月21日(水)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)5月21日(水) から 同年6月2日(月)午後5時まで
プレゼンテーション（ヒア リング）の実施	2025年(令和7年)6月5日(木)
企画提案書の選定通知	2025年(令和7年)6月9日(月)

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月7日（水）から同年5月20日（火）まで

イ 配布場所

(1)に同じ。本市ホームページからもダウンロード可

(4) 質問書の受付及び回答の公表

質問は、次の手続により行うことができる。

ア 質問書受付期間

2025 年（令和 7 年）5 月 7 日（水）から同年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（郵送の場合は 5 月 16 日（金）午後 5 時必着）

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式 1）を電子メールに添付し、(1)の担当課宛てに提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※メールの件名は「福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページ上で公開する。

7 参加申込書の提出等

(1) 受付期間

2025 年（令和 7 年）5 月 7 日（水）から同年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は 5 月 20 日（火）午後 5 時必着）

(2) 提出場所

6 (1)の担当課に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 9 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のアからシまでの書類を作成し、各 1 部を提出すること。

※オ及びキからケまでの書類は、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。

ア 受付票（様式 2）

イ 参加申込書（様式 3）

ウ 実績報告書（様式 4）

エ 業務の実施体制（様式 5）

オ 登記事項証明書又は履歴事項証明書（写しでも可）

- カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは申立書（様式6）を提出すること。）
- ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））
- ケ 印鑑証明書（原本）
- コ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- サ 委任状（様式8）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- シ 誓約書（様式9）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）5月21日（水）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表する。ただし、参加資格有資格者が1者のみの場合は非公表とする。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間

2025年（令和7年）5月21日（水）から同年6月2日（月）午後5時まで（郵送の場合は6月2日（月）午後5時必着）

(2) 提出場所

6(1)の担当課に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式 10） 1 部

イ 企画書 10 部

- ・別紙「福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務に関する企画提案書作成要領」に沿って作成すること。
- ・提案者が特定できる表記及びマーク社章は記入しないこと。
- ・PDF データを 6 (1) のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 見積書 1 部

- ・内訳も含めて記載すること。

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で評価を行う。

(1) プレゼンテーション審査

ア 日時 2025 年（令和 7 年）6 月 5 日（木）

開始時間、場所等の詳細については、後日通知する。

イ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 20 分程度

(イ) 選定委員からの質疑 10 分程度

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定する。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。
- (イ) プレゼンテーションへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で 3 人以内とする。
- (ウ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- (エ) 指定の時間に遅れた場合には、審査対象とならない。

(2) 評価基準・評価項目

「別紙 評価基準・評価項目」のとおり

(3) 受注候補者の特定

選定委員会における評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 者、次順位者 1 者を特定する。なお、評価の結果、合計点が 5 割未満の者の提案は不採用とする。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2025 年（令和 7 年）6 月 9 日（月）までに、企画提案者全員に評価結果を郵送等により通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 選定結果の公表

選定結果については本市ホームページに公表する。

(6) 企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めることとする。
- ・企画提案書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、選定委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(7) 評価点が同点になった場合の取扱い

選定委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書の金額の低い者を受注候補者に決定する。見積金額が同額の場合は、地方自治法施行令第 167 条の 9 に準じ、くじにより受注候補者を決定する。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、選定委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が 9 (4) で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者の提案者と契約交渉を行うものとする。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3 の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。

- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務に関する企画提案書作成要領

1 全般的な留意事項

- (1) 企画提案書は別紙「福山市中央斎場再整備基本計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき提案すること。また、「別紙 評価基準・評価項目」内「企画提案書」を踏まえて作成すること。
- (2) 企画提案書の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。
- (3) 企画提案書に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受注者の負担となるため、仕様書の内容を十分に理解した上で提案すること。
- (4) 企画提案書は、A4サイズ12枚以内で作成し、文字サイズは11ポイント以上とすること。

2 企画提案書作成要領

- (1) 企画提案書の作成に当たっては、「(2) 福山市斎場を取り巻く現状、課題等」を踏まえ、次の事項について、提案を記載すること。

提案項目		企画提案書に記載する内容
1 実施方針		
	業務実績に対する基本方針	・本業務における基本的な考え方や視点
2 実施手法		
	仕様書「3 業務内容 (1) 斎場再整備基本方針の検討」の「ア」～「サ」	・業務実施に当たり、どのような調査・検討を行うかなど、視点や手法、方向性等を「ア」～「サ」の項目ごとに具体的に記載すること。
3 業務工程		
	全体スケジュール	・委託期間全体の業務実施スケジュール

- (2) 福山市斎場を取り巻く現状、課題等

- ・福山市内に斎場が6斎場あり、他の自治体と比較しても数が多い。
- ・中央斎場が市内全体の7割以上の火葬件数を担っており、その他の斎場のほとんどは、火葬炉の割合に対して火葬件数の割合が低い状況にある。(次頁参照)
- ・中央斎場には告別室及び収骨室がなく、プライバシーの確保に課題がある。また、動線上、別会葬者と交わるようになっており、市民ニーズへの対応に課題がある。
- ・本市では「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」を定め、最少の経費で最良の公共サービスができるものに再構築・再整備することをめざしている。

福山市斎場の火葬炉数及び火葬件数

区分	中央斎場	西部斎場	神辺斎場	沼隈斎場	内海斎場	走島斎場	合計
火葬炉数	12 基	4 基	2 基	2 基	2 基	1 基	23 基
火葬炉数の割合	52.2%	17.4%	8.7%	8.7%	8.7%	4.3%	100.0%
2023 年度 火葬件数	4,100 件	646 件	493 件	130 件	44 件	0 件	5,413 件
火葬件数の割合	75.8%	11.9%	9.1%	2.4%	0.8%	0.0%	100.0%

別紙 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
1 業務の実績	本業務に類する業務の実績	/8	/8
2 業務の遂行能力	実施体制、配置人員など ・担当者の類似業務の経験実績 ・業務実施のための人員が確保されているか。 ・連絡サポート体制が構築されているか。	/10	/10
3 企画提案書	業務に対する視点、考え方 ・仕様書の業務内容及び目的を的確に把握した提案となっているか。	/8	/81
	理解度 ・福山市斎場の現況や課題等、実情を把握し、理解した上での提案となっているか。	/10	
	整合性 ・相互に関連する提案項目間の整合性が図れているか。	/10	
	的確性 ・提案内容が適切かつ理論的に整理されているか。 ・提案の内容は具体的であるか。	/15	
	実現性 ・提案内容に説得力があり、類似の実績等があるなど、理論的に裏付けされ、実現性の高い提案となっているか。	/15	
	その他独自の提案事項 ・提案者のノウハウや知識・経験を生かした創意工夫のある独創性の高い提案となっているか。	/15	
	業務の実施方針及び作業工程表 ・実施方針や工程表は的確なものとなっているか。 ・工程に無理がなく、作業手順が効率的であるか。	/8	
4 プレゼンテーション	プレゼンテーション能力 ・業務に関する知識・理解度、プレゼンテーションの分かりやすさ	/8	/16
	質疑・応答 ・質問内容の把握、回答の的確さ	/8	
5 価格	・見積額は妥当か。 ・費用を抑えるための工夫がみられるか。	/5	/5
合 計			/120